

市川市地球温暖化対策実行計画 区域施策編 概略（案）

資料1

（呼称：市川市地球温暖化対策推進プラン）

1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

この計画は、第二次市川市環境基本計画の中に示された地球温暖化対策に関する分野（地球にやさしいまち）について、具体的な施策を示したものです。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」（計画期間：平成21年度～平成28年度）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでまいりました。

その後、東日本大震災を契機にエネルギーの利用の合理化等が強く求められており、顕在化してきた地球温暖化問題への対応と相まって、計画を取り巻く社会経済情勢が策定当時から大きく変化してきたことから、平成27年度に計画の見直しを図るものです。

2. 計画の基本的事項

項目	内容
目的	本市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していく。
削減対象 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ） ※温室効果ガスの削減量の把握については、排出量の大部分を占める二酸化炭素に対して行います。
計画期間	平成28年度～平成32年度（2016年度～2020年度）

3. 計画の将来像

この計画は、平成28年度（2016）から平成32年度（2020）までの5年間となっておりますが、2050年度に向かって持続可能で低炭素な社会の形成を目指し、地域から地球温暖化対策に取り組んでいくために、まちの「将来像」を示しています。

この将来像の設定に当たっては、再生可能エネルギーの導入の促進とエネルギーの合理的な利用、低炭素なまちづくり、そしてこれらに取り組むひとづくりを地球温暖化対策の軸とし、本市の緑豊かな文教・住宅都市としての魅力と将来にわたって融合していくことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりを目指します。

これらのことを踏まえ、

「自然と文化に育まれ、活力に満ちた 低炭素なまちいちかわ（案）」

を計画の将来像として定めます。

●将来像の実現に向けたまちづくりの方向性

- ・エネルギーの効率的な使用と創出
- ・住まいの質の向上及び高齢者等にも快適な住環境の確保
- ・自然や文化と調和し、防災性の高い住宅市街地の形成
- ・都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用の促進
- ・低炭素型のライフスタイルや事業活動の取り組みの促進



4. 計画の基本目標

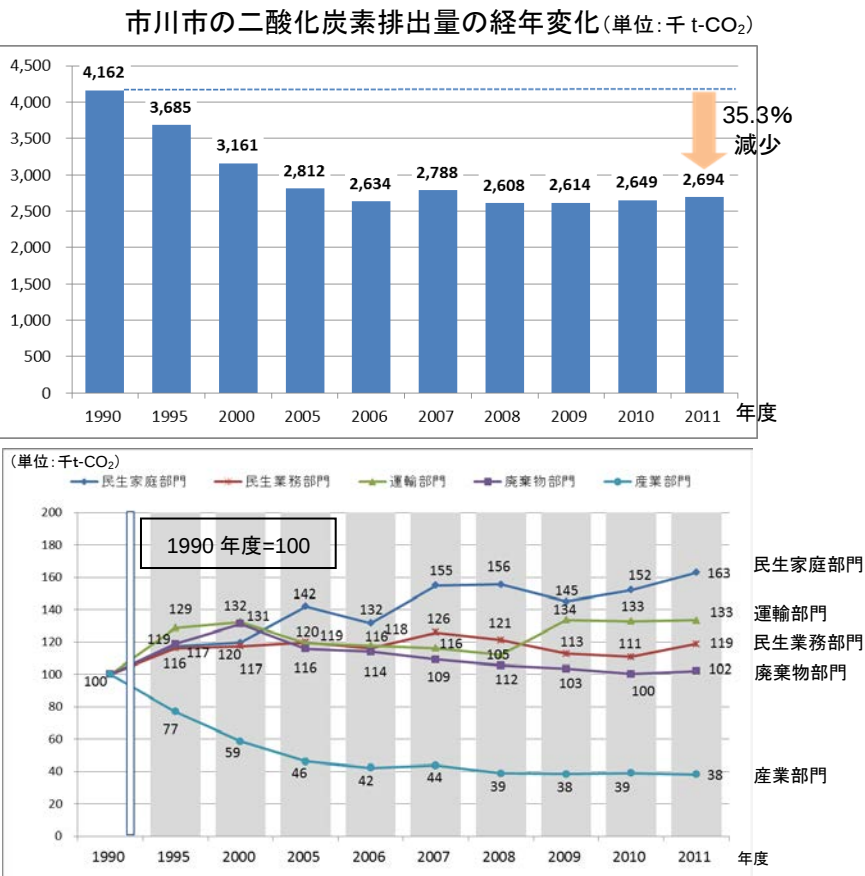
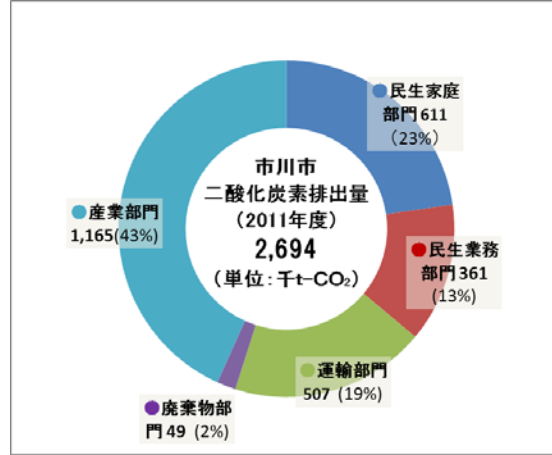
この計画の将来像を実現していくために、以下のとおり、「基本目標」を設定します。



5. 市川市の二酸化炭素の排出量の現況

平成 23 年度（2011）における二酸化炭素の排出量は、269 万 4 千トンで、平成 2 年度（1990）と比較して、35.3%減少しています。排出量の最も大きな割合を占めるものは、産業部門で約 43%、次いで民生家庭部門が約 23%となっています。

平成 2 年度（1990）以降の排出量の推移から、産業部門は年々減少傾向にあります。逆に民生家庭部門などでは増加傾向にあることがわかります。



6. 市川市の二酸化炭素の排出量の削減目標

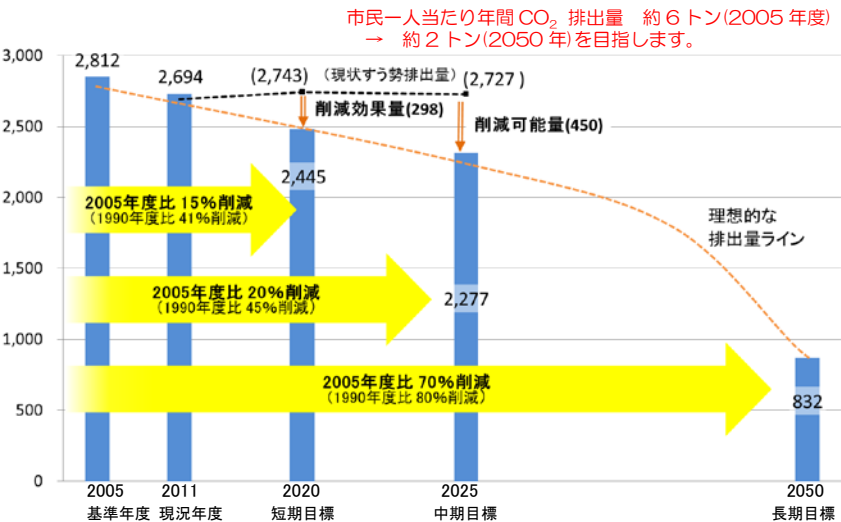
国の第 4 次環境基本計画や近年の国際社会における目標設定の動向と新目標等を踏まえ、平成 17 年度（2005）を基準年度として、次の 3 つの削減目標を掲げました。

目標

平成 17 年度 (2005) 比
CO₂ 削減率

- ▶①短期目標：平成 32 年度 (2020) 15 %削減
- ▶②中期目標：平成 37 年度 (2025) 20 %削減
- ▶③長期目標：平成 62 年度 (2050) 70%削減

市川市の二酸化炭素排出量の削減目標 (単位: 千 t-CO₂)



※2050 年度の長期目標は、1990 年度比で 80%の削減率となっています (2005 年度比で 70%の削減に相当)。

部門	平成 32 年度 (2020) 短期目標	平成 37 年度 (2025) 中期目標	削減対策
	今後実施される国、自治体の 施策効果による 二酸化炭素削減量(千 t-CO ₂)	今後実施される国、自治体の 施策効果と長期目標から設定した 二酸化炭素削減量(千 t-CO ₂)	
民生家庭部門	125	213	太陽光発電設備、省エネルギー設備の普及
民生業務部門	119	181	太陽光発電設備、省エネルギー設備の普及
運輸部門	34	34	自動車の燃費改善、エコドライブの普及
廃棄物部門	5	6	新素材(バイオプラスチック)の利用など
産業部門	15	16	省エネルギー技術の導入など
計	298	450	

7. 計画の施策体系(市の取り組み)

この計画における平成32年度(2020)の短期目標の達成に向けた基本目標別の施策体系は次のとおりです。

将来像	基本目標 (3目標)	施策目的 (7施策)	取組項目 (25項目)
自然と文化に育くまれ 活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ	基本目標1 低炭素なエネルギー 対策の推進 (再エネ、省エネ)	I 公共施設・事業者等 への対策の推進	I-① 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進 I-② 事業者等への再生可能エネルギー設備の導入促進 I-③ 公共施設の省エネルギー対策の推進 I-④ 事業者等の省エネルギー対策の推進 I-⑤ 面的エネルギー対策の導入手法の調査・検討
		II 低炭素住宅の推進	II-① 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進 II-② 住宅への省エネルギー対策の推進 II-③ 環境配慮型住宅の推進
	基本目標2 低炭素な まちづくりの 推進	III 緑地の保全及び 都市緑化の推進	III-① 緑地の保全の推進 III-② 都市緑化の推進
		IV 交通対策の推進	IV-① 自動車交通流の円滑化 IV-② 環境に配慮した自動車の使用促進 IV-③ 公共交通機関の利用促進 IV-④ 自転車・歩道の利用環境の整備
		V 循環型社会形成の 促進	V-① 廃棄物の減量・資源化の推進(3Rの推進) V-② 廃棄物焼却時の熱回収・余熱利用
	基本目標3 低炭素な エネルギー対策と まちづくりを推進する 人づくり	VI 市民・事業者との 協働の推進	VI-① 市民・事業者との協働の推進 (市川市地球温暖化対策推進協議会との協働) VI-② 市内大学との官学協働の推進 VI-③ 市民との協働の推進
		VII 環境学習の推進・ 環境情報の発信・ 実践行動の促進	VII-① 学校等での環境学習の推進 VII-② 市民向け環境講座・イベント等の実施 VII-③ 環境情報の提供 VII-④ 地域ポイント制度との連携 VII-⑤ 地産地消の推進 VII-⑥ エコライフの普及と促進

8. 各基本目標における取り組みの指標

項目	取り組みの指標	現状	目標(2020年度)
基本目標1	I ●公共施設における再生可能エネルギーの導入数	20施設 (2013年度)	25施設 (2020年度)
	●事業者等の太陽光発電システムの設置総キロワット数	9,936kw (2014年4月末時点)	43,000kw (2020年度)
	●民生業務部門における単位面積当たりの二酸化炭素排出量	0.19t-CO ₂ /㎡ (2011年度)	0.13t-CO ₂ /㎡ (2020年度)
	II ●住宅用太陽光発電システムの設置総キロワット数	10,453kw (2014年4月末時点)	22,000kw (2020年度)
	●民生家庭部門における市民1人当たりの二酸化炭素排出量	1.30t-CO ₂ /人 (2011年度)	1.10t-CO ₂ /人 (2020年度)
基本目標2	III ●都市公園面積	147.34ha(2.6%) (2013年度)	229.60ha(4.1%) (2025年度)
	IV ●運輸部門における市民1人当たりの二酸化炭素排出量	1.07t-CO ₂ /人 (2011年度)	1.08t-CO ₂ /人 (2020年度)
	●エコドライブの普及の取り組み (座学講義・実技教習会等での普及)	368人 (2013年度)	400人 (2020年度)
	V ●1人1日当たりのごみの排出量	849g (2012年度)	830g以下 (2018年度)
	●一般廃棄物焼却処理量	118,225t (2012年度)	102,727t以下 (2018年度)
基本目標3	VI ●環境活動推進員(呼称:エコライフ推進員)の啓発回数	95回 (2013年度)	100回 (2020年度)
	VII ●エコライフの実践率 (「いつも取り組む」世帯の割合)	50% (2013年度)	65% (2020年度)

9. 地球温暖化に対する適応策の推進

温室効果ガスの排出量の削減対策については、その効果が現われるまでに時間がかかります。このため、熱中症や水害などの地球温暖化と関連した環境の悪化や、自然災害への適応策も同時に進めていく必要があります。

No.	適応策の項目	内容
1	健康対策 (熱中症の防止・軽減)	○熱中症についての基礎知識、対処法、予防対策等の情報提供 ○緑地の保全・創出、都市緑化対策の推進(熱ストレスの軽減) ○遮熱性舗装・保水性舗装の取り組みの検討
2	災害対策	○雨量情報の収集及び河川推計の観測 ○洪水ハザードマップの配布 ○局地的な大雨や河川の氾濫情報の警報、水位等のリアルタイムでの情報提供の強化 ○治水対策としての河川の整備 ○内水対策としての下水道の整備 ○防災訓練・防災啓発の実施 ○自主防災組織の結成の促進 ○災害時支援協定の推進
3	農業対策	○梨などの農産物への水不足・高温による農業被害の防止策の調査 ○荒廃農地の調査及び再利用の検討
4	自然生態系対策 (生物多様性の保全)	○生物多様性いちかわ戦略の推進 ○市内生態系のモニタリング調査

10. 地球温暖化対策がもたらすコベネフィット(副次的効果)

No.	分野別の対策	コベネフィット(副次的効果)
1	運輸・交通	大気汚染物質の削減、騒音の低減、排熱の減少、エコドライブ等を通じた事故の減少、カーシェアリング等の活用による渋滞の緩和、利便性の向上
2	都市機能の集約化	生活インフラ整備やエネルギー利用の効率化、それに伴う都市管理コストの削減、防災性の向上、交通弱者の移動利便性の確保、郊外の無秩序な開発の抑止と中心市街地の活性化
3	省エネルギー対策 (住宅・建築物分野)	室内環境の維持・改善やエネルギー確保、ヒートショック低減を始めとする健康面に対する効果、メンテナンス性の向上など、QOL(Quality Of Life)の向上、また、それに伴う光熱費・医療費の節約、不動産価値向上、雇用創出
4	再生可能エネルギーの導入	エネルギー自給率の向上、雇用の創出、地域の活性化、非常時のエネルギーの確保

No.	個別の取り組み	コベネフィット(副次的効果)
1	エコドライブの推進	燃料費の節約、車両維持費の低減、交通事故の減少、大気汚染物質の削減、騒音の低減
2	歩道の利用環境の整備	健康の維持増進、医療費の削減、コミュニティの活性化
3	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入	地域のエネルギー自給率の向上、災害対応力の向上、雇用の創出
4	住宅の省エネルギー改修	健康の維持増進、医療費の削減、住まいの快適性の向上

11. 計画の推進体制

